

序章 近年における部落問題・人権問題意識調査の動向

内田龍史

はじめに

2002年3月、国レベルでの同和対策事業が終了したことから、各方面で「同和」から「人権」への政策転換がはかられている。これまで行政を中心に行われてきた膨大な数の部落問題に関する意識調査においても、「同和問題に関する意識調査」から「人権問題に関する意識調査」へと課題を拡大した調査が行われつつある。

本章は、①調査枠組みの変化を概観した後に、②転換期をあたる2000年から2004年までに府県・政令指定都市で行われた部落問題を含む意識調査について、調査枠組みおよび調査結果に関するレビューを行う。加えて、③最新の2005年以降の動向についても若干の検討を加える。

1 調査枠組みの変化

先述したように、近年、「同和問題に関する意識調査」から、「人権問題に関する意識調査」へと調査枠組みの変化が見られる。変化の背景には、部落問題を含め、広く人権諸課題に取り組むための「人権擁護施策推進法」(1996年)や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年)の制定があげられる。

法務省人権擁護局は、法を効果のあるものとするために2002年に『人権教育・啓発に関する基本計画』をとりまとめたが、そこで取り上げられた各人権課題(女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌ・外国人・患者・刑を終えて出所した人・犯罪被害者・インターネットによる人権侵害)に従って、内閣府による「人権擁護に関する世論調査」が行われている。この調査は、各自治体が行う意識調査の枠組みに、大きな影響を与えている。

このような状況のもと、2000年以降に行われている意識調査は、①従来型の部落問題を中心とした意識調査、②他の人権問題も取りあげられているが、少なくとも部落(あるいは部落出身者)に対する忌避的態度をとりあげるなど部落問題にウエイトを置いている人権意識調査、③部落問題を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査の3つに分類できる。分類結果は本章末に整理してあるので、そちらをご覧ください。

2000年以降においても多くの部落問題を取りあげた調査が行われている背景には、先述した『人権教育・啓発に関する基本計画』や、部落問題意識の実態把握を要請する各地方自治体の人権条例の施行があると考えられる。しかし、③の調査は、部落問題に関する質問項目が2~5問と極めて少なく、部落問題に関する意識調査のそもそもの目的である心理的差別の現状を明らかにすることができていない。また、②の調査も、部落問題以外の人権課題については2~3の調査項目にとどまることが多く、残念ながらそれぞれの人権課題を深く追究できる調査枠組みとはなっていないものもある。

2 2000～2004 年度にかけて行われた意識調査結果の特徴

本節では、意識調査枠組みの転換期に当たる、2000～2004 年度にかけて行われた意識調査の結果について、各地域での意識の経年変化を踏まえつつ概観する。紙幅の都合上、簡単な紹介しかできないが、意識調査結果については調査ごとにたずね方・回答選択肢の内容や選択肢の数が異なることが多いため、単純に比較することができないことに注意が必要である。

2-1 部落問題の解決策

第6章で詳しく検討されるが、部落問題の解決策（3つ以内の複数回答）については、依然として「寝た子を起こすな論」や「部落分散論」一定の割合で見られることに注意が必要である。

「そっとしておけば差別はなくなる」などに代表される「寝た子を起こすな論」は、おおよそ1～4割（栃木県 37.7%、群馬県 43.6%、神奈川県 38.0%、川崎市 28.6%、石川県 25.5%、岐阜県 21.3%、愛知県 18.5%、徳島県 36.6%、北九州市 A7.5%、長崎県 30.8%）、「分散論」についてもおおよそ1～4割（栃木県 24.2%、群馬県 13.0%、神奈川県 25.1%、川崎市 39.2%、石川県 32.5%、愛知県 26.1%、徳島県 24.1%、北九州市 A30.5%、長崎県 21.9%）を占めている。

大阪府 A では、「そっとしておけば自然になくなる」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」をあわせると 36.9%に達している。また、「同和地区住民が差別されないようにもっと努力する」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」をあわせると 48.6%と、半数近くにのぼる。

単一回答のものとしては、滋賀県 A では、「部落差別を受ける人が一定の地区にかたまっ生活しないで、分散して住むようにする」が 16.8%、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」が 19.4%である。鳥取県では、「そっとしておけば自然になくなる」が 17.6%となっている。

2-2 忌避的態度（結婚・土地）

結婚をめぐる部落出身者に対する忌避的態度として代表的なものに、仮に子どもの結婚相手が部落出身者であった場合にどのような態度をとるのかをたずねる項目がある。「絶対に結婚を認めない(させない)」の割合はいずれに自治体においても1割に満たないが（栃木県 2.2%、神奈川県 2.2%、横浜市 2.2%、名古屋市 2.6%、兵庫県 4.1%、和歌山県 2.1%、徳島県 5.2%、北九州市 A7.8%、佐賀県 2.8%、長崎県 2.6%、熊本県 3.4%、鹿児島県 2.6%）、「子どもの意思を尊重する」割合は4～7割（栃木県 59.8%、神奈川県 62.5%、横浜市 62.5%、名古屋市 45.0%、兵庫県 45.6%、和歌山県 62.5%、徳島県 43.2%、北九州市 A40.3%、佐賀県 70.9%、長崎県 72.8%、熊本県 62.5%、鹿児島県 51.6%）となっており、地域によってかなりのばらつきが見られる。また、三重県ではワーディングが異なり、「考えなおすように言う」が 9.2%（前回 10.3%）となっている。

同和地区やその周辺地域に対する忌避については、やや強化される傾向が見られる。手頃な家を見つけたので買おうとしたところ、同和地区が通学区域であることがわかったために家を買うのを見合わせたという事例に対し、「差別だと思う」割合は、福岡県では 48.2%（前回 46.4%、前々回 51.4%）と変化が見られず、徳島県では 45.2%（前回 55.9%）と、前回調査を大きく下回っている。また、三重県では「いくら条件がよくても買いたくない」が 26.1%（前

回 27.6%) であり、前回と比較してほとんど変わっていない。

2-3 関心ある人権問題

関心ある人権問題（複数回答）として同和問題をあげる割合は、おおよそ 1 割～4 割と、地域によって大きなばらつきが見られるが、いずれも半数に達していない（横浜市 23.0%、富山県 7.2%、石川県 19.0%、岐阜県 12.0%、高知県 45.4%、北九州市 A32.2%、佐賀県 30.8%、長崎県 15.2%、熊本県 24.6%、大分県 16.9%、鹿児島県 28.5%）。また、前回調査と比較して関心が低下する傾向が、神奈川県 21.1%（前回 30.4%）、川崎市 16.0%（前回 31.4%）、長崎県 13.0%（前回 27.7%）などの地域で見られる。また、そもそも同和問題を知らないとするものが横浜市では 22.0%、名古屋市では 13.2%（前回 10.1%）となっている。

2-4 特別施策について

これまで行われてきた特別対策に対する批判は強い。鳥取県では、「同和地区だけに、ことさら特別対策をすること自体おかしい」とした回答が 32.5%（前回 32.3%）、福岡県では、「特別な対策をすること自体が「差別」だ」という意見に対し、「そう思う」が 49.7%（前回 50.1%）と、ほとんど変化していない。大阪府 A では、同和地区出身者に対する差別の原因として「同和地区だけに特別の対策を行うから」の割合が 49.9%にのぼっている。

2-5 教育・啓発について

教育や啓発は部落解放に向けて重要な役割を果たしていると考えられるが、教育や啓発の実施に対する批判が 1～2 割程度見られる。啓発活動については「やるべきでない」栃木県 10.7%、同和教育に関する意見については「やるべきでない」神奈川県 9.8%、川崎市 8.8%、栃木県 14.5%、「やらない方がよい」徳島県 13.4%、福岡県 12.6%、「問題を大きくする」和歌山県 19.4%などである。また、徳島県では「今後の同和問題の教育や啓発のあり方について」意見を求めたところ、「人権問題全体の一環として行う」と回答した人が 45.2%、「他の人権問題についても積極的に行う」が 17.6%、「同和問題については特に重点的に行う」が 3.0%となっている。大阪府 A では「同和問題学習を受けた感想」について、「受けてよかった」が 51.0%であるものの、「内容を改善すべきと思う」が 26.1%、「受けない方がよかった」が 7.2%となっている。

2-6 講演会・研修会への参加

長年にわたって同和問題や人権問題に関する講演会や研修会が実施されているにもかかわらず一度もそれに参加したことがない人は多い。参加したことがない割合は、「同和問題」に関するものに限ると、およそ 3～8 割（神奈川県 76.8%、川崎市 79.9%、群馬県 75.4%、名古屋市 79.5%、鳥取県 32.4%、徳島県 47.1%、香川県 58.1%、長崎県 72.4%）と、地域ごとに大きなばらつきがあるが、特に名古屋以西でその割合が高い。「人権問題」についてはおよそ 5～9 割（群馬県 75.4%、富山県 85.8%、石川県 47.7%、愛知県 67.6%、和歌山県 48.6%、大分県 52.7%、鹿児島県 52.0%）である。

また、福岡県では、学校教育における同和問題の学習状況をたずねたところ、「受けたことはない」と回答した人は 39.9%、大阪府 A でも同和問題の学習状況（学校教育を含む）を聞いたところ、27.3%が「受けたことはない」となっており、同和教育が比較的幅広く行われてきたと考えられる地域においても、同和問題学習を受けたことがない人も少なくない。

研修会に積極的に参加している人の意識は肯定的である。鳥取県では、「子どもの結婚相手

に身元調査を行うことについて」、講演会・研修会参加状況別にみたときの否定的な回答は、「10回以上」では60.9%であるのに対し、「参加したことがない」では40.2%となっている。同様に「部落差別をなくすために真剣に取り組みたい」についての回答状況を見ると、「そう思う」が「10回以上」で71.6%であるのに対し「参加したことがない」で34.6%と大きな開きが見られる。

大分県では「子どもの結婚相手が同和地区出身であった場合」の態度として、講演会への参加が3回以上の層では「同和地区の人であろうとなかろうと関係はない、そのことで反対はしない」の割合が44.1%であるのに対し、参加したことがない層では31.5%、北九州市でも、講演会への参加が10回以上の層では「子どもの意思を尊重」が58.1%であるのに対し、参加したことがない層では36.9%となっている。

2-7 人権に関する認知状況

人権条例や、国際的な人権に関する展開についての認知は多くはない。たとえば、大阪府Aでは、大阪府「人権条例」について「内容もよく知っている」と回答した人は3.0%「名称を聞いたことがある」が27.5%にすぎない。また、「部落差別調査等規制等条例」についても「内容もよく知っている」と回答した人は5.6%、「名称を聞いたことがある」は28.6%となっている。また、「内容もよく知っている」と回答した人は、「国際人権規約」については7.6%、「人権教育のための国連10年」については2.6%となっている。

徳島県でも、県の「部落差別調査規制条例」について「内容もよく知っている」と回答した人は4.0%、「内容は少し知っている」は13.2%にとどまっているほか「知っている」割合は「国際人権規約」13.4%、「人種差別撤廃条約」26.7%、「人権教育のための国連10年」11.7%となっている。

2-8 まちづくりの視点

部落差別を撤廃していくうえで、「まちづくり」をはじめとした部落と部落外との積極的な協働が重要な役割を果たすと考えられるが、このことに関して積極的な傾向が見られる。例えば、大阪府Aでは、部落を含む校区の住民の方が、そうでない校区の住民よりも部落への忌避意識が少なくなっている。また、京都市や三重県の意識調査においても、部落出身の人とのつきあいがある人の方が、そうでない人よりも部落への忌避意識が少ない、という結果が見られる。

3 2005年度以降に行われた意識調査結果の特徴

2005年度以降に行われた意識調査結果の特徴を概観する前に、調査枠組みについて特筆すべき点を指摘しておこう。それは、鳥取県や名古屋市では「人権に関する意識調査」を行いつつ「同和問題に関する意識調査」も行っていることである。人権問題と呼ばれるものの範疇には、人権そのものに対する意識をはじめ、様々な課題がある。それぞれの課題を丹念に把握し、分析を行うためには、それぞれの問題（たとえば、男女共同参画・障害者・外国人など）に対する固有の調査が求められるが、鳥取県や名古屋市の同和問題に関する意識調査は、同和問題を主軸にした調査であり、調査項目の内容は別として、今後の意識調査のあり方として望ましいものだと言える。

3-1 部落問題の解決策

部落問題の解決策について、「寝た子を起こすな論」や「部落分散論」に注目すると、大阪府 B では、「そっとしておけば自然になくなる」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」をあわせると 35.5%（前回 36.9%）に達している。また、「同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」と回答した人両方あわせると 43.2%となっている。堺市においても、「差別、差別」と騒がないで、そっとしておいたほうがよい」という意見に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせると 67.2%にのぼる。また、「同和地区に人々が、分散して住むようにすれば差別はなくなる」という意見に対しても、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせると 32.7%となる。

京都市（○はいくつでも）では「同和問題や差別のことを口に出さないで、そっとしておくこと」が 16.5%となっている。また、北九州市 B（○は三つまで）は、「自然に解決するのを待つ」が 10.0%（前回 7.5%）、「分散して住む」が 34.8%（前回 30.5%）と、若干ではあるが、いずれもその割合は上昇している。

単一回答のものとしては、滋賀県 B では、「部落差別を受ける人が一定の地区にかたまって生活しないで、分散して住むようにする」が 12.2%（前回 16.8%）、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」が 17.5%（前回 19.4%）である。鳥取県では、「そっとしておけば自然になくなる」が 17.6%（前回 17.6%）である。

3-2 忌避的態度（結婚・土地）

仮に子どもの結婚相手が部落出身者であった場合にどのような態度をとるのかについて、「絶対に結婚を認めない（させない）」の割合はいずれに自治体においても 1 割に満たないが（横浜市 2.9%、名古屋市 3.5%（前回 2.6%）、神戸市 7.0%、北九州 B 5.4%（前回 7.8%）、長崎県 2.9%（前回 2.6%））、「子どもの意思を尊重する」割合はおおよそ 4～7 割（横浜市 60.6%、名古屋市 46.1%（前回 45.0%）、神戸市 38.8%、北九州市 B 40.5%（前回 40.3%）、長崎県 66.8%（前回 72.8%））となっており、地域によってかなりのばらつきが見られる。

堺市ではワーディングが異なり、「頭から、とんでもないと反対する」は 5.2%であるが、「迷いながらも、結局は反対する」は 19.3%であり、あわせて 4 分の 1 程度が反対すると回答している。逆に、「ためらうことなく、賛成する」は 13.7%である。

同和地区やその周辺地域に対する忌避については、大阪府 B においては、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う」が 27.2%、「同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う」が 16.2%となっており、これらをあわせて「避ける」は 43.4%、堺市においても「同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う」が 26.9%、「同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けないと思う」が 20.9%となっており、これらをあわせて「避ける」は 47.8%と、おおよそ 4～5 割が避けると回答している。

3-3 関心ある人権問題

関心ある人権問題（複数回答）として、同和問題をあげる割合は地域によって大きなばらつきが見られるが、関心があると回答しているのは 1～2 割程度である。（神奈川県 16.5%、横浜市 16.5%、名古屋市 B 10.5%、京都市 18.2%、大阪府 B 21.7%、北九州市 B 24.8%（前回 32.2%）、長崎県 15.2%（前回 15.2%））。また、そもそも同和問題を知らないとするものは、横浜市では 20.5%（前回 22.0%）、名古屋市 A では 12.6%（前回 13.2%）となっている。

堺市では「理解を深めたいもの」という項目でたずねており、同和問題は 10.2%である。

3-4 講演会・研修会への参加

同和問題や人権問題に関する講演会や研修会への参加状況について、参加したことのない割合は、「同和問題」に関するものに限ると、名古屋市 A78.1%（前回 79.5%）、鳥取県 42.4%（前回 32.4%）と、地域によって大きく異なる。「人権問題」についてはおよそ 5～9 割（横浜市 91.1%、堺市 72.3%、神戸市 78.7%、北九州市 B54.4%、長崎県 72.2%）であり、こちらも地域によって大きなばらつきがある。

3-5 人権に関する認知状況

人権条例や、国際的な人権に関する展開についての認知は、大阪府 B では、大阪府「人権尊重の社会づくり条例」について「どんな内容か知っている」と回答した人は 3.8%、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 33.6%であり、55.3%が「知らなかった」と回答している。また、「部落差別調査等規制等条例」についても「どんな内容か知っている」と回答した人は 8.8%、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 35.4%であり、51.2%が「知らなかった」と回答している。

滋賀県でも、滋賀県「人権尊重の社会づくり条例」について「どのような内容か知っている」と回答した人は 8.0%、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 31.0%であり、56.8%が「知らなかった」と回答している。

おわりに

以上、2000 年以降の意識調査結果のポイントを概観してきた。忌避的態度においては、結婚に関しては明確に反対するものは少数だが、「子どもの意思を尊重する」割合は地域によって大きくばらつきがある。また、同和地区あるいはその周辺地域に対する忌避は強化されつつあるように思われる。さらに、同和問題への関心はおおむね 1～3 割程度であり、高くはない。部落問題の解決策としては「寝た子を起こすな論」が 2～4 割程度見られ、「分散論」についても 1～4 割程度の賛成が見られる。基本的人権の侵害に当たる「分散論」の克服は早急に求められるべきであるし、「寝た子を起こすな論」にも広がりが見られることから、社会問題としての同和問題への関心を高めることも、引き続き重要な課題であると言えよう。

他方で、講演会・研修会への多数の参加や、部落出身者との交流は、忌避的態度を解消する傾向にあると言えそうである¹。講演会・研修会への参加や、交流の機会を増やすことは、これまでの啓発でも行われてきたことであるが、一定の割合で忌避的態度が見られることから、あらためてその重要性が指摘できるだろう。

※本章は、「部落問題に関する意識調査研究プロジェクト」における議論をもとに内田が執筆した、「部落問題・人権問題意識調査の動向」『部落解放研究』第 174 号:76-80（2007）をもとに、2005 年以降に行われた調査結果を加えるなど、大幅に加筆修正したものである。

¹ 内田（2004）などを参照。

文献

内田龍史, 2004 「部落マイノリティに対する忌避・差別軽減に向けて——『接触仮説』を手がかりに」 『部落解放研究』第 156 号:31-47.

2000～2004 年度に実施された調査（出版年）

①従来型の部落問題を中心とした意識調査

和歌山県, 2001 『同和問題に関する和歌山県民の意識 意識調査報告書』
名古屋市, 2001 『同和問題と市民の意識 意識調査結果報告書』
香川県, 2001 『同和問題意識調査報告書』
川崎市, 2001 『人権と同和問題についての市民意識調査報告書』
鳥取県 A, 2001 『同和問題についての県民意識調査報告書』
大阪府 A, 2001 『同和問題の解決に向けた実態等調査(府民意識調査)』
横浜市 A, 2001 『人権・同和問題に関する市民意識調査』
神奈川県, 2002 『人権と同和問題についての意識調査報告書』
徳島県, 2002 『同和地区実態把握等調査(県民意識調査)報告書』
福岡県, 2003 『人権同和問題と県民の意識』

②部落問題にウエイトを置いている人権意識調査

栃木県, 2001 『栃木県人権同和問題意識調査報告書』
群馬県, 2001 『人権問題に関する県民意識調査報告書』
北九州市 A, 2001 『人権問題に関する意識調査報告書(第 6 次)』
岐阜県, 2002 『人権に関する県民意識調査報告書』
京都市, 2002 『人権問題に関する意識調査報告書』
長崎県, 2002 『人権に関する県民意識調査』
高知県, 2003 『人権に関する県民意識調査報告書』
愛知県, 2003 『人権に関する県民意識調査報告書』
石川県, 2004 『人権問題に関する県民意識調査報告書』
兵庫県・(財)兵庫県人権啓発協会, 2004 『人権に関する県民意識調査調査結果報告書』
大分県, 2004 『人権問題に関する県民意識調査報告書』
佐賀県, 2004 『人権に関する県民意識調査報告書』
鹿児島県, 2004 『人権問題に関する県民意識調査報告書』
千葉県, 2005 『人権に関する県民意識調査報告書』
静岡県, 2005 『人権問題に関する県民意識調査結果報告書』
熊本県, 2005 『人権に関する県民意識調査報告書』
鳥取県, 2005 『鳥取県人権意識調査報告書』
三重県, 2006 『人権問題に関する三重県民意識調査報告書』

③部落問題を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査

埼玉県, 2001 『人権に関する意識調査 概要版』
滋賀県 A, 2002 『人権に関する意識調査報告書』

『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』

富山県, 2004 『人権に関する県民意識調査報告書』
宮崎県, 2004 『人権に関する県民意識調査結果の概要』
和歌山県, 2004 『和歌山県人権に関する意識調査報告書』
島根県, 2005 『人権問題に関する県民意識調査報告書』
名古屋市, 2005 『人権に関する市民意識調査報告書』

2005 年度以降に実施された調査

①従来型の部落問題を中心とした意識調査

大阪府 B, 2006 『人権問題に関する府民意識調査報告書』
鳥取県 B, 2006 『同和問題についての県民意識調査報告書』
名古屋市 A, 2006 『同和問題についての市民意識調査報告書』
大阪市, 2006 『人権問題に関する市民意識調査報告書』

②部落問題にウエイトを置いている人権意識調査

横浜市 B, 2005 『人権に関する市民意識調査報告書』
京都市, 2006 『人権に関する市民意識調査報告書』
長崎県, 2006 『人権に関する県民意識調査意識調査報告書』
神戸市, 2006 『神戸市民の人権問題に関する意識調査報告書』
堺市, 2006 『堺市人権意識調査結果報告書』
北九州市 B, 2006 『人権問題に関する意識調査報告書』

③部落問題を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査

名古屋市 B, 2006 『同和問題についての市民意識調査報告書』
滋賀県 B, 2007 『人権に関する県民意識調査報告書』